

留意事項

まちづくり融資（長期建設資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資における省エネ基準の経過措置について

<令和5年9月30日までに機構又は保証機関に事前相談を行った方が対象です。>

まちづくり融資（長期建設資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資について、見直し前の省エネ基準でお申込みを希望される場合は、次の2点にご留意ください。

留意事項① 令和6年3月31日までに借入申込みをしていただく必要があります。

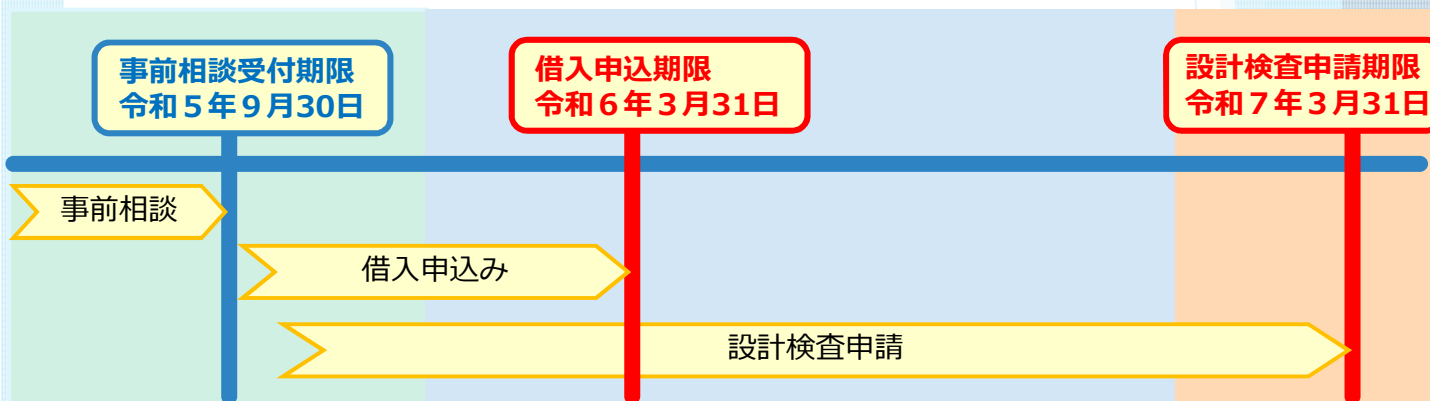
借入申込時に、事前相談の受付日が**令和5年9月30日以前**である「賃貸住宅融資ご相談シート」（写）及びその事前相談に対する「ご相談結果回答書」（写）を提出してください。

※回答書の日付は令和5年10月1日以降でも差し支えありません。

留意事項② 令和7年3月31日までに設計検査の申請をしていただく必要があります。

設計検査の申請時に、適合証明検査機関に「**旧基準経過措置適用あり**」と記載された「融資予約通知書」を提出してください。

経過措置を適用する場合のスケジュール



<参考>見直し前後の省エネ基準

	見直し前の省エネ基準（令和5年9月30日以前）	見直し後の省エネ基準（令和5年10月1日以降）
まちづくり融資 （長期建設資金）	断熱等性能等級 2相当以上	断熱等性能等級 4以上 かつ 一次エネルギー消費量等級 4以上 又は 建築物エネルギー消費性能基準
サービス付き 高齢者向け 賃貸住宅建設融資	断熱等性能等級 3以上 又は 一次エネルギー消費量等級 4以上	

お問合せ窓口（※ 営業時間 毎日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除きます。））

建設予定地によって、お問合せ窓口が異なります。各融資種別のお問合せ窓口は、以下の機構ホームページよりご確認ください。

【まちづくり融資（長期建設資金）】

<https://www.jhf.go.jp/contact/chintai.html>



【サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資】

<https://www.jhf.go.jp/contact/schintai.html>

